

路線変更案について

1 北山町循環



(1) 最終案

ア 上図の「変更路線」のとおり路線変更を行い、「再検討」停留所以外の5箇所に停留所を設置する。

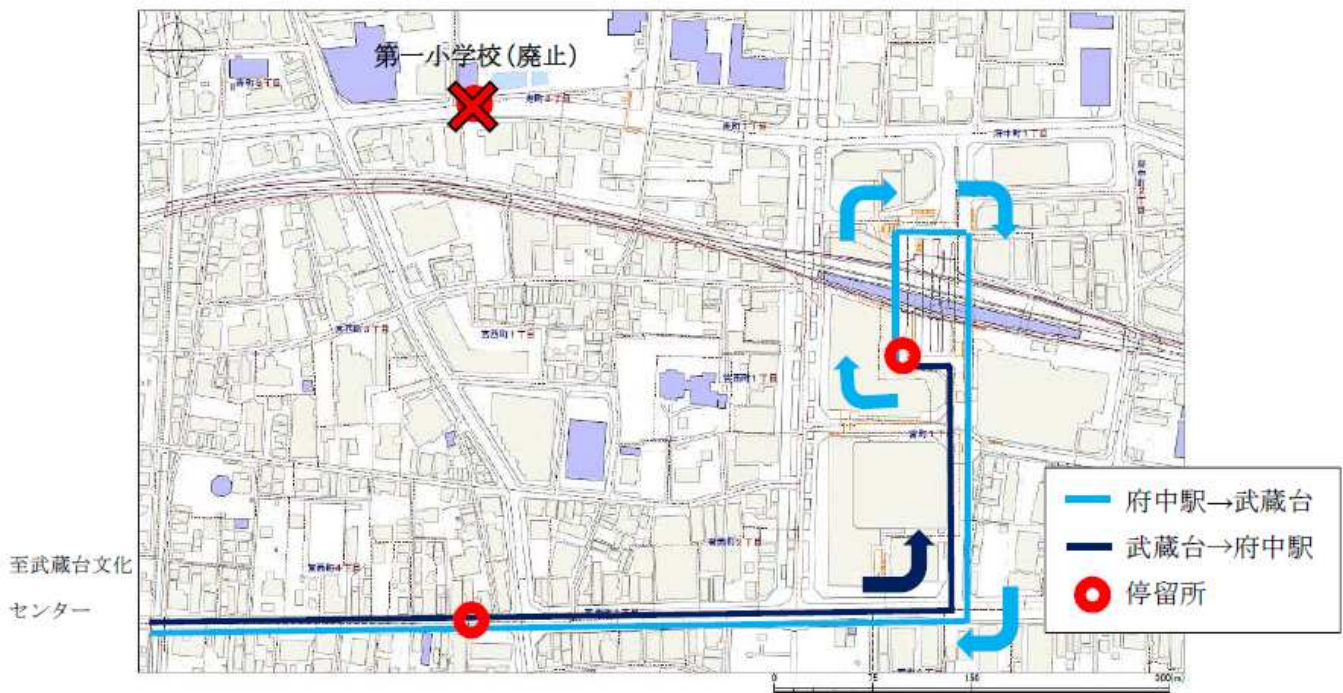
(2) 状況

ア 北山町循環路線変更の趣旨は、武蔵台1丁目(上図中央付近)の交通不便地域の解消を図るものである。

イ 上図の「再検討」停留所候補地は車両の出入口等が多く、警視庁の指導を満たす効果的な設置位置がない。

ウ 今回設置を見送る停留所周辺は、府中街道の既存路線バスの停留所から比較的近く、今回新設予定のちゅうバス停留所とあわせれば、当該地域の需要はある程度満たせるものと考えられる。ただし、設置の要望も根強いことから、新設検討区間に設置可能な箇所がないか、路線変更実施後の状況も踏まえ引き続き留意することとする。

北山町循環



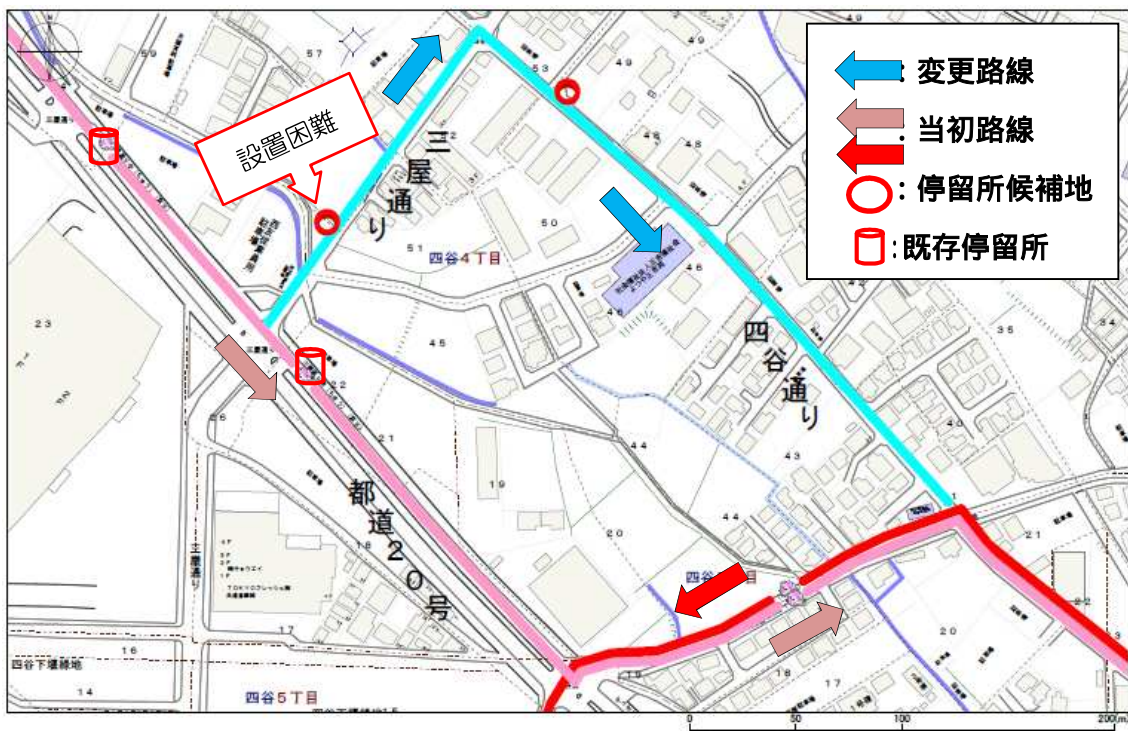
(1) 状況

ア 府中駅ロータリーへの進入経路にかかっていた一方通行の交通規制が平成29年7月に解除されたことに伴い、ロータリー南側からの経路に変更することで、運行の効率化と利便性向上を図る。

(2) 対応

ア 路線変更に伴い、停留所「第一小学校」の廃止が必要になる。当該停留所の乗降者数の調査の結果、廃止の影響は軽微であると考えられる。

2 四谷六丁目ルート



(1) 最終案

ア 上図の「変更路線」のとおり路線変更を行い、「設置困難」停留所以外の1箇所(1箇所)に停留所を設置する。

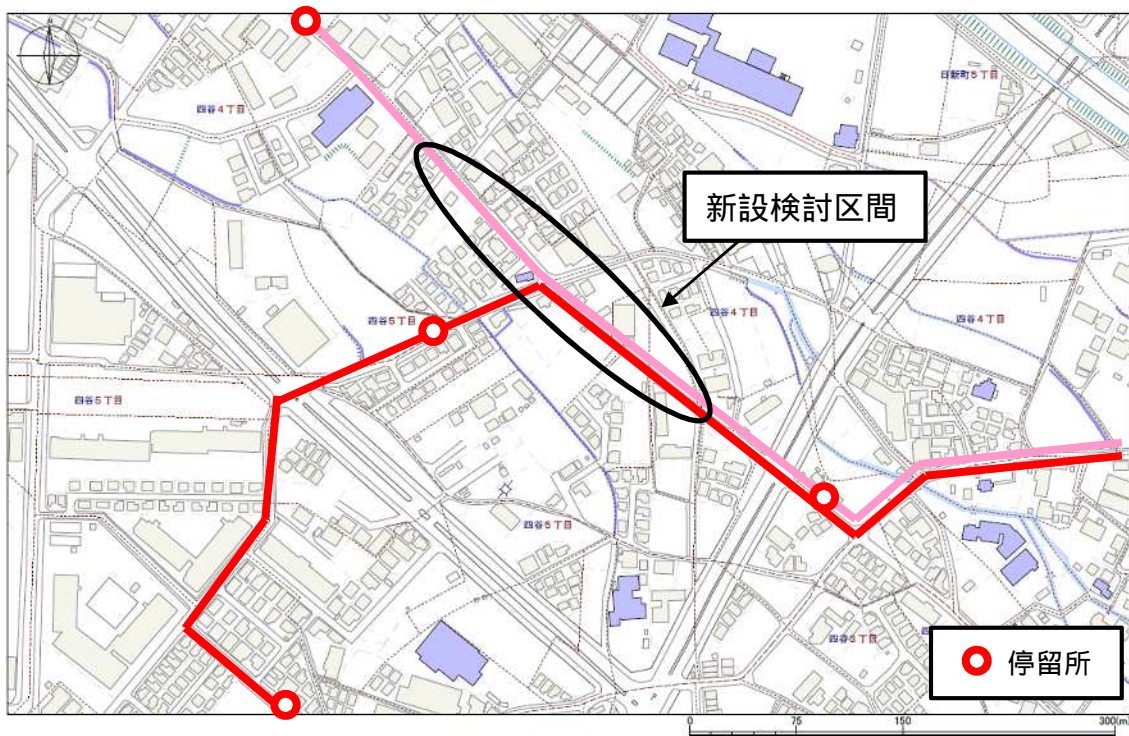
(2) 状況

ア 四谷六丁目ルート路線変更の趣旨は、都道20号での路線バスとの重複解消を図るものである。

イ 路線変更によりちゅうバスが経由しなくなる区間の停留所についても、路線バス停留所として残るため、現状より利便性が下がるケースは限定的と考えられる。

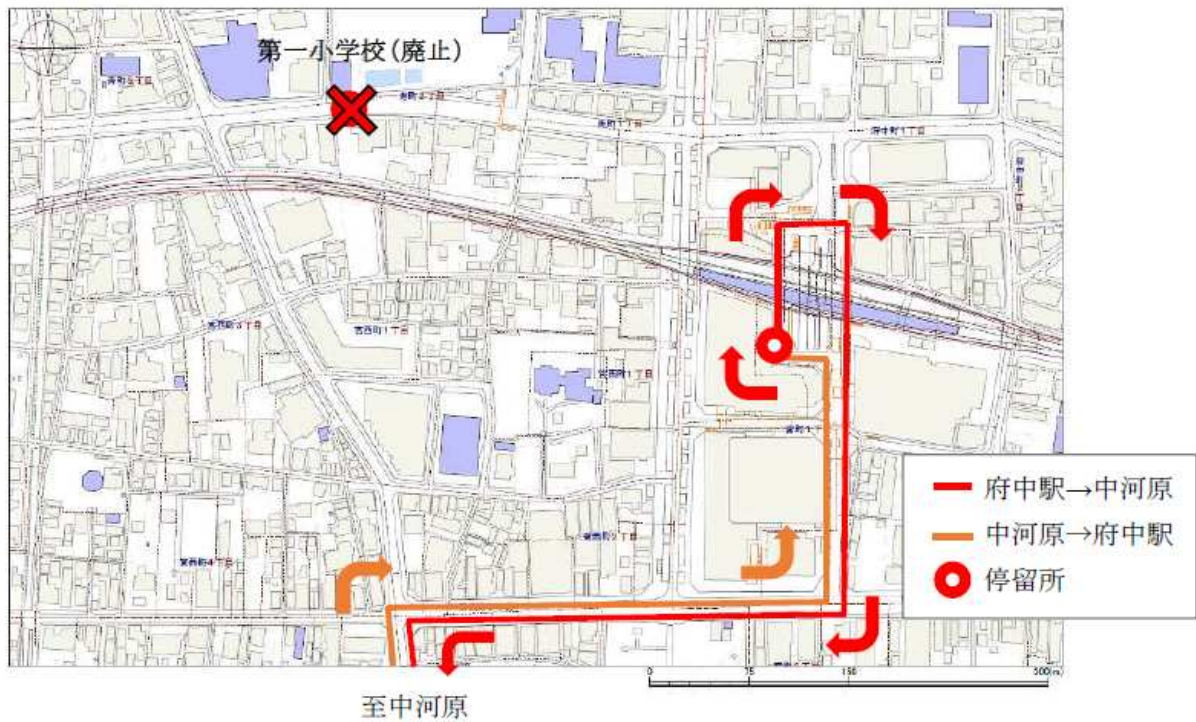
ウ 上図の「設置困難」停留所周辺は車両の出入口又は待機場所のない畑前であり、警視庁の指導を満たす効果的な設置位置がない。

四谷六丁目ルート



- (1) 状況
 - ア 上図の区間は、停留所間の間隔が長く、新たな停留所の設置要望があることから、停留所の新設を検討する。
- (1) 対応
 - ア 具体的な新設箇所については、検討会議閉会後も関係機関、近隣住民との協議を継続する。

3 よつや苑西ルート



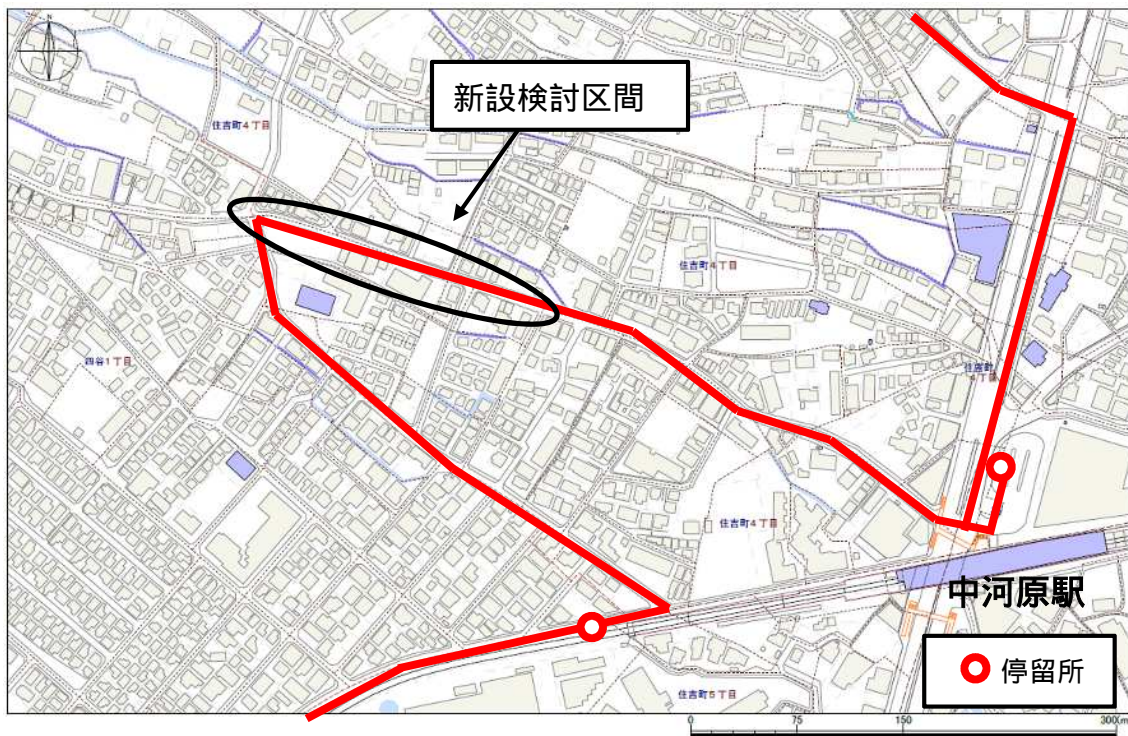
(1) 状況

ア 府中駅ロータリーへの進入経路にかかっていた一方通行の交通規制が平成29年7月に解除されたことに伴い、ロータリー南側からの経路に変更することで、運行の効率化と利便性向上を図る。

(2) 対応

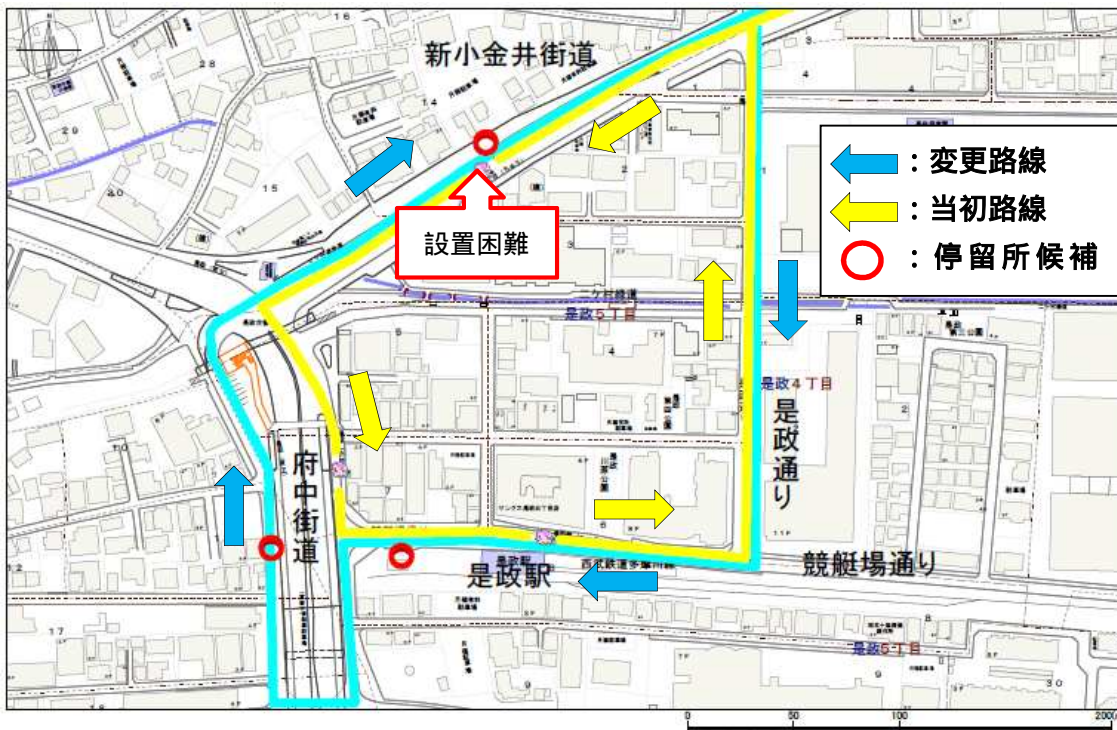
ア 路線変更に伴い、停留所「第一小学校」の廃止が必要になる。当該停留所の乗降者数の調査の結果、廃止の影響は軽微であると考えられる。

よつや苑西ルート

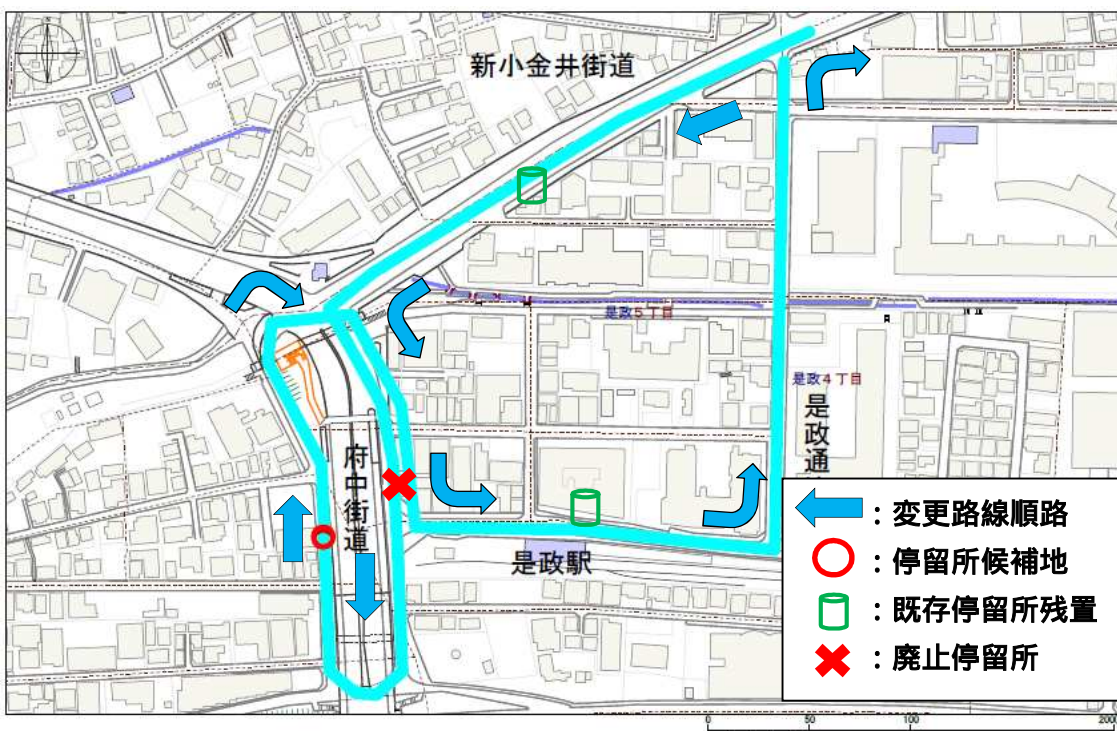


- (1) 状況
ア 上図の区間は、停留所間の間隔が長く、新たな停留所の設置要望があることから、停留所の新設を検討する。
- (1) 対応
ア 具体的な新設箇所については、検討会議閉会後も関係機関、近隣住民との協議を継続する。

4 是政循環
【当初案】



【最終案】 現行路線は省略



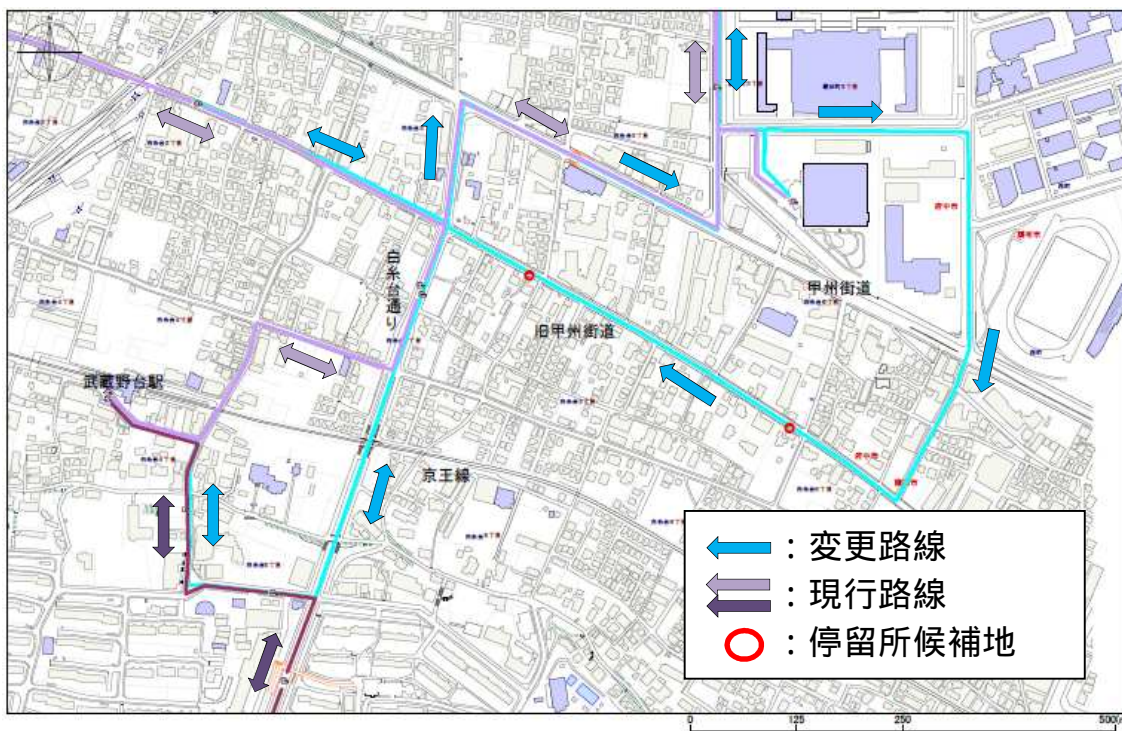
(1) 最終案

- ア 上図【修正案】のとおり、現行と同じ回り方で府中街道西側を経由する案で調整する。
- イ 府中街道西側に停留所を新設したうえ、東側の停留所を廃止し、新小金井街道上及び是政駅前の既存停留所 2 か所はそのまま利用する。
- ウ 経路としては、矢印 で府中街道側道に入るまでは現行と同じ。
- エ 現行で左折する(の動き)ところを矢印 のとおり直進し、高架をくぐり府中街道西側を経由する。
- オ 府中街道に戻る交差点で矢印 のとおり右折し、再度府中街道側道に入る。
- カ 2 度目の府中街道側道で矢印 のとおり左折し、以降は現行と同じ。

(2) 状況

- ア 是政循環路線変更の趣旨は、府中街道西側を経由することである。
- イ 上図【現行案】の「設置困難」停留所周辺は車両の出入口が多く、警視庁の指導を満たすうえ、近隣住民の理解が得られる箇所がない
- ウ 「設置困難」の停留所なしに現行案に変更すると、新小金井街道周辺の停留所がなくなり、既存停留所利用者の利便性が大きく低下するため、実施は難しい。
- エ そのため、回り方を現行のままとしつつ、府中街道西側を経由する形で路線を延伸する。
- オ 既存の府中街道東側の停留所については、2 回通過することになり混乱を招きかねず、新設停留所との距離も近いことから、廃止する。当該停留所利用者は、既存停留所 2 か所又は新設停留所のいずれかを利用できることから、現状より利便性が下がるケースは限定的と考えられる。

5 朝日町ルート



(1) 最終案

ア 上図の「変更路線」のとおり路線変更を行い、2箇所に停留所を設置する。

(2) 状況

ア 朝日町ルート路線変更の趣旨は、白糸台 6 丁目周辺の交通不便地域を解消することである。

イ 武蔵野台駅から多磨駅に向かう経路について、旧甲州街道を右折することが直前の「白糸台三丁目」停留所の位置の影響で困難であるため、多磨駅行の経路は上図のとおり白糸台通りから甲州街道方面へ直進する形にせざるを得ない。このため、多磨駅行と府中駅行で異なる経路をとることになる。

ウ イについては、「白糸台三丁目」停留所を移設するなどの対応策も考えられるが、経路を同一にするにあたっては、多磨駅行の経路においても停留所 2 箇所を新設する必要があるため、所要時間の増により適正な運行を確保できない可能性がある。